平成２４年（フ）第７１４号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目７番地　セジュールグランデⅠ―102
債務者　大渕　聡子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３０号
埼玉県鴻巣市大間536番地１　207号室パレスコート池川、旧住所埼玉県鴻巣市人形４丁目１番28号
債務者　林崎　徳明
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５４号
さいたま市大宮区天沼町１丁目328番地　藤ノ木マンション301号
債務者　金子　留夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
北海道稚内市港２丁目６番６号
債務者　成田　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第９３号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田220番地の１　セントラルハイツ102号
債務者　斉藤レナト　ミツルこと　サイトウレナト　ミツル
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６２２号
埼玉県川口市戸塚東１丁目27番25号　リエス東川口207号
債務者　池田　勝信
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３１号
埼玉県幸手市中２丁目７番33号　第１すみれハイツ202
債務者　八塚さと子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
埼玉県加須市中央１丁目10番１号
債務者　山中しのぶ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６８号
埼玉県川口市南町１丁目10番14号　ハイツタイガー302号
債務者　藤川　真樹（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６９号
埼玉県志木市中宗岡３丁目５番１号　メゾン榎本201号、旧住所埼玉県志木市中宗岡３丁目４番21号
債務者　内川　賀雄
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７２号
埼玉県久喜市南３丁目２番23号
債務者　多田　幸世
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９３号
さいたま市北区宮原町１丁目815番地３　ファミールガーデン大宮宮原Ｂ館310号
債務者　柳山　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９７号
埼玉県蕨市塚越３丁目20番５号
債務者　小田原典子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
埼玉県春日部市武里中野302番地３　ディアコート中野201
債務者　立崎　友樹
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
埼玉県三郷市彦成３丁目258番地　県営三郷彦成団地１―208
債務者　横井　君枝
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
千葉県香取市堀之内257番地　高木アパート
債務者　千村　暁大（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１２１６号
横浜市神奈川区神大寺４丁目22番13号　日枝荘205号
債務者　熊田原忠秋
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部